

市会議案第 5 号

地方自治法に新たに盛り込まれた「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」の規定の廃止を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 2 8 日提出

吹田市議会議員 玉井美樹子

同 中西 勇太

同 柿原 真生

地方自治法に新たに盛り込まれた「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」の規定の廃止を求める意見書（案）

今般、改正された地方自治法には、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」を規定する内容が含まれており、個別法に規定がなくても、国は地方公共団体に対して補充的な指示を行うことなどが可能となった。

しかしながら、過去の大規模災害や感染症のまん延など、個別法の規定では想定されていない事態において、国の補充的な指示があれば適切に対応できたかどうかは定かではなく、そもそも国は国民により身近な都道府県や市町村の判断を尊重し、後方支援すべきであることを踏まえると、本改正は立法事実を欠いている。

また、特例の適用について「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」としているが、大規模な災害や感染症のまん延については、既に災害対策基本法や感染症法などの個別法により国の指示が可能となっており、改正の必要性については疑問が残ると言わざるを得ない。その上、これらに類する事態については、いかなる事態がこれに該当するか不明確であり、恣意的な判断による適用が懸念される。

さらに、国は本改正について、地方分権一括法で構築された国と地方公共団体の「対等・協力」関係の基本原則に則って制度を組み立てたと説明しているが、その内容は「地方自治の本旨」、地方分権の流れに逆行する。

よって、本市議会は政府に対し、地方自治法に新たに盛り込まれた「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」の規定を廃止するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

吹 田 市 議 会